



平成 22 年 5 月 11 日

各 位

会社名 日本ケミファ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 一城
(コード番号 4539 東証第 1 部)
問合せ先 取締役執行役員総務部長
轡田 雅則
(TEL. 03-3863-1211)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 75 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きましたが、旧プランの有効期間は、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社第 78 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成 22 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を一部改定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）である旧プランの内容を、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として一部改定し、更新する（以下、「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）ことといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、上記取締役会においては、社外取締役を含む全取締役が出席し、本更新につき全員一致で承認可決されております。また、社外監査役を含めた監査役全員が本更新に異議がない旨の意見を述べております。

本更新に伴う旧プランからの主な変更点は、①本プランに係る手続として株主意思確認株主総会の手続を明記したこと（具体的には、取締役会は所定の場合に株主意思確認株主総会を招集して、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとし、この場合、取締役会は株主意思確認株主総会の決議に従うものとしたこと）、②新株予約権無償割当ての要件について整理を行ったこと、③特別委員会の検討期間について見直しを図ったこと、④近時の法改正や買収防衛策をめぐる動向を踏まえて所要の変更を行ったこと等です。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、②ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験、ノウハウ及びグローバルな情報発信力、③探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び④創業後 60 年をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 当社の企業価値及び基本方針の実現に資する特別な取組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和 25（1950）年 6 月の設立以来、一貫して「医薬品を中心としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」という経営理念を堅持し、信頼性の高いジェネリック医薬品を責任を持って提供するとともに、高尿酸血症治

療の必要性についての認識を普及することによって医療への貢献に取り組んでおります。また、創業以来の地道なプロモーション活動に加え、長年にわたり続けている各種研究会支援活動等の積み重ねにより、医療関係者からの信頼を構築してまいりました。

いまや日本は世界一の長寿国となり世界に例のない高齢化が進展した結果、国民医療費の増大が国民皆保険制度を揺るがし、また、成熟社会特有の生活習慣病が世代を超えて広がりつつあるという大きな問題をかかえております。

このような現状の下、当社は、「経済性」が高く「品質・安全性・有効性」に優れたジェネリック医薬品に医療関係者や患者様が求める様々な学術・服用情報を添えて安定的に供給することで、医師・薬剤師・患者様に信頼されるジェネリック医薬品の普及を図り、社会に貢献することが重要であると考えております。かかる考えの下、当社は今まで、行政主導のジェネリック医薬品使用促進策による需要拡大やそれに伴う病院や調剤薬局等への学術・服用情報提供活動に十分対応できるよう組織改革に取り組むとともに、流通卸・調剤薬局チェーンとのさらなる連携強化による製品販売体制の拡充、平成21年12月に連結対象子会社化した日本薬品工業株式会社との連携強化による製品製造体制の拡充、さらには、品揃え拡大のための開発体制の強化を行ってまいりました。そして、現在においても、ジェネリック医薬品の開発、製造、販売体制の強化・効率化を継続するとともに、国内外の共同開発先とも連携し、事業拡大を図っております。

また、当社は、新たに生活習慣病の一つとして位置づけられた「高尿酸血症」における尿路管理の必要性の認識を普及することにより、その合併症として最も注意が必要な腎障害や尿路結石等の併発防止や早期治療を図ることが、患者様の QOL (Quality of Life) 向上や、医療費負担の軽減にもつながるものと考えております。かかる考えの下、アルカリ化療法剤「ウラリット-U配合散・配合錠」(ウラリット)の普及のため、高尿酸血症における酸性尿改善の意義について地道な普及活動や専門医とタイアップしての臨床研究を継続的に進めるとともに、尿酸代謝を研究する専門学会への学術支援活動を通して世界に向けた新たな新薬情報発信を行っております。特に、近年は、高尿酸血症の症例でウラリットと尿酸降下剤を併用することにより腎機能を改善させる効果が確認されたことを受け、尿酸が関連する慢性腎臓病 (CKD) の進展防止も含めた普及活動に努めております。

さらに、当社は、新薬、特にアンメット・メディカル・ニーズに応える医薬品の研究開発を継続することが社会への貢献につながると考えております。このような考えの下、当社は、探索研究に重点を置き、その成果を海外の開発ベンチャー企業へ早期段階で導出することにより、開発上のリスクを軽減しつつ開発スピードを高めております。

当社は、このような取組みや努力が現在の当社の企業価値・株主共同の利益を創出したと考えており、当社が今後もこのような取組みや努力を継続し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上していくためには、①新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、製造・販売体制及び病院や調剤薬局への学術・服用情報提供体制、②ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験、ノウハウ及びグローバルな情報発信力、③探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び④創業後 60 年をかけて培った医療関係者からの信頼が不可欠であると考えております。そして、当社は、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(a) 中期経営計画による取組み

当社は、中長期的成長戦略の柱として、①ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、②ウラリットを核として高尿酸血症領域でフロントランナーを目指す、③自社開発創薬による業容拡大の 3 つのミッションを掲げています。

平成 19 年 4 月より取り組んでいる 5 ヶ年の中期経営計画「Next Stage『飛躍』」は、その第 1 ステージであり、当社は、ジェネリック医薬品事業で一定のプレゼンスを確立することを最優先課題として、国の普及促進策を追い風としたジェネリック医薬品市場拡大の契機を確実につかみ取るために、持てる経営資源を同事業に集中的に投下してまいります。

具体的には、平成 21 年 12 月に連結対象子会社となった日本薬品工業株式会社とも連携してジェネリック医薬品の開発・製造機能を強化し、年間 15 品目の自社開発・製造体制を確立してまいります。加えて、共同開発先との連携を推進し、高品質で経済性の高いジェネリック医薬品を安定的に供給する体制を整えます。

また、販売面では、相次ぐ大型追補品の新発売やジェネリック医薬品普及促進のための制度改正等に的確かつ俊敏に対応するために、主要市場に営業要員をシフトするとともに、広域卸との連携等により全国の調剤薬局へのアクセスを拡大することにより、市場成長の 2 倍の伸び率達成を目指しております。

更に、当社は、ジェネリック医薬品の特許切れが一段落する平成 27 年以降の事業環境を見据え、中長期的なミッションとして、ウラリットを核とした高尿酸血症での取組みや自社創薬への投資も継続しております。

当社は、これらのミッションを一貫して継続的に取り組むことが、国内外

の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

(中期経営計画「Next Stage『飛躍』」については、見直しを行っており、本年5月下旬ころに改めて当社ホームページ (<http://www.chemiphar.co.jp/>) に掲載する予定です)

(b) コーポレート・ガバナンスの強化

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを徹底し、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めると共に公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。経営機能を意思決定機能・監督機能と業務執行機能とに分離し、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度の導入や独立性の高い社外取締役を1名、また、独立性の高い社外監査役を2名擁することなどは、その具体化の一端であります。

3. 本更新の目的

本更新は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿ってなされるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案したり、もしくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、当社の平成22年3月31日現在の株主の状況は、別紙1のとおりです。また、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等（下記(2)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご覧の当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は、買付者等との交渉等を行うための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」ご参照。）。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会（その詳細については下記(6)「特別委員会の設置」ご参照。）の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細については下記(2)「本プランに係る手続」(g)をご参照。以下かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株

主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約 50%まで希釈化される可能性があります。

(e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付その他の取得、もしくはこれに類似する行為、又はこれらの提案¹（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下「買付等」と総称します。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

買付者等は、予め本プランに定められる手続に従って頂くものとし、本プランに従い、当社取締役会又は株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

¹ 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続きを遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、及び企図されている買付等の概要を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。

特別委員会は、買付者等より提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に本必要情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者、買付者等を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、資本構成、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験、法令遵守状況、当該買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性に関する情報等を含みます。）

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。

- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、特別委員会は、下記②に定める特別委員会検討期間において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画及び当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報を受領した場合、上記①の当社取締役会に対する情報提供の要求と並行しつつ、適切な期間（特別委員会が追加的に提出を求めた本必要情報を含め、買付者等により十分な情報が開示されてから90日間を超えないものとします。但し、下記(e)③に記載する場合等には、特別委員会は当該期間を延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画及び企業評価等に関する情報収集・比較検討、並びに当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要で

あれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主の皆様等に対する提示等を行うものとしません。

特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしません。

特別委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、買付者等は、速やかにこれに応じなければならないものとしません。

(e) 特別委員会における手続

特別委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続を行うものとしません。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情のある場合を除き、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、当該勧告にあたり、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとしません。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとしません。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しなくなった場合

② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、特別委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日間を上限とします。）で、特別委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。

特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告等を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。

但し、下記(g)に従い株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)特別委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)株主意思確認株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で取締役会が株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに特別委員会検討期間が開始した事実及び同期間が延長された事実を含みます。）、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認株主総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)のとおり、買付等の下記の要件への該当性については、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、医療関係者等の取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（気配表示を含みます。）とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者¹¹、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者¹²、(IV)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(VI)(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹³（以下(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行

¹¹ 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量保有者」に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹² 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量買付者」に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本更新の手続

本更新については、当社定款第13条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任することについて、本定時株主総会において決議して頂くことを条件とします。

(6) 特別委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために旧プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しており、本プランの発動等の運用に際しても、これを維持します。本更新時点における特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性のある当社の社外取締役1名、社外監査役2名から構成されます（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「特別委員会規程の概要」のとおりであり、本更新時点における特別委員会の委員は、別紙3「特別委員会委員略歴」を予定しております。なお、特別委員会規程の内容についても本更新にあたり一部改定します。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした特別委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議を行うこととします（但し、上記(2)「本プランに係る手続」(f)に記載したとおり、株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。）。

(7) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において上記(5)「本更新の手続」の本定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(5)「本更新の
手続」の本定時株主総会決議による当社取締役会への委任の趣旨に反しない場合
(本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又
は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行
うのが適切である場合、当社株主の皆様が不利益を与えない場合等を含みます。
)には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があ
ります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等
の事実及び(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報開示
を速やかに行います。

(8) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 22 年 5 月 11 日現在施行されている規定
を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項
に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新
設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適
宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新による株主及び投資家の皆様への影響

株主総会決議に基づき本更新がなされた場合でも、本更新の時点では本新株予
約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任して頂く
に過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本更新によ
り、株主及び投資家の皆様に、直ちに具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施に伴い株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において
割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終
の株主名簿に記録された株主の皆様(以下「割当対象株主」といいます。)に
対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予
約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新
株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新

株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

また、当社は、一旦新株予約権無償割当て決議をした場合であっても、上記 4.(2)「本プランに係る手続」(e)①に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいてはこれを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、割当対象株主の皆様の口座への当社株式の振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内で、かつ当社による本新株予約権の取得の効力の発生するまでに、これらの必要書類をご提出頂いたうえで、本新株予約権 1個当たり 1円を下限とし、当社株式 1株の時価の 2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として 1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 4.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その有する当社株式全体の価値が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その有する当社株式全体の価値に関しての希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、割当対象株主の皆様のお口座への当社株式の振替に必要な情報をご提出頂くほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出頂くことがあります。

また、新株予約権無償割当決議において非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

6. 本プランの合理性

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されるものであること

本更新は、上記 3.「本更新の目的」にて記載したとおり、基本方針に基づき、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、もしくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもってなされるものです。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、

必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。

(3) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、本定時株主総会において承認可決の決議がなされることを条件として本更新をさせて頂く予定です。具体的には、上記4.(5)「本更新の手続」に記載したとおり、当社株主総会において、定款の定めに基づく本プランに係る委任決議がなされることにより、本更新はなされます。

また、上記4.(2)「本プランに係る手続」(g)に記載したとおり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することができるものとされています。

さらに、上記4.(7)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランには有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの運営及び更新・廃止には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性のある社外取締役等の判断の重視と情報開示

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会による勧告を必ず得ることとされています。また、同委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(2)「本プランに係る手続」(e)及び4.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファ

イナランシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含まます。)の助言を受けることができるものとしています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) **デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと**

上記 4.(7)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

大株主の状況

平成 22 年 3 月 31 日現在

	氏名又は名称	議決権数 (千株)	議決権比率
1	ジャパンソファルシム株式会社	4,081	10.76%
2	日本調剤株式会社	1,926	5.08%
3	日本生命保険相互会社	1,870	4.93%
4	ジェーピー モルガン チェース バンク 385093	1,175	3.10%
5	山口 一城	1,033	2.72%
6	豊島薬品株式会社	964	2.54%
7	日本ケミファ従業員持株会	741	1.95%
8	フクダ電子株式会社	735	1.93%
9	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	676	1.78%
10	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	644	1.69%
		13,845	36.53%

特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・会社経営等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務の規定等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 特別委員会を組織する構成員（以下「特別委員会委員」という。）の任期は、平成 25 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、特別委員会委員が、上記資格要件に該当しなくなった場合（但し、当社社外取締役又は当社社外監査役に再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決議を行い、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主意思確認株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ③ 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答

期限の決定

- ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得ることの要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑨ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
 - ・ 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるほか、この第三者を特別委員会に出席させ、発言を求めることができる。
 - ・ 各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
 - ・ 各特別委員会委員は議決権 1 個を有するものとし、特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

特別委員会委員略歴

本更新時の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

(社外取締役就任予定)

氏名 畠山正誠

【略歴】

昭和46年 7月 日本鋼管株式会社（現JFEホールディングス株式会社）入社
昭和48年 2月 同社退社
昭和56年 4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）
篠崎芳明法律事務所（現篠崎・進士法律事務所）勤務
平成元年 4月 千代田区建築審査会委員（現任）
平成3年 1月 松枝飯島畠山藤原法律事務所（現東京虎ノ門法律事務所）
パートナー弁護士
平成17年 8月 東京公園法律事務所開設（現在に至る）
平成20年 6月 マックス株式会社社外監査役（現任）

※ 畠山正誠氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役として就任予定
です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(社外監査役)

氏名 高橋 剛

【略歴】

昭和48年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）
昭和49年 4月 橋本法律事務所勤務
昭和53年 4月 高橋法律事務所開設（現在に至る）
平成6年 2月 イヌイ建物株式会社（現イヌイ倉庫株式会社）社外監査役（現任）
平成18年 6月 当社社外監査役（現任）

※ 高橋 剛氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(社外監査役)

氏名 進藤直滋

【略歴】

昭和45年 5月 麒麟麦酒株式会社入社
昭和50年 8月 監査法人中央会計事務所（後のみすず監査法人）入所
昭和54年 3月 公認会計士登録
昭和63年 6月 監査法人中央会計事務所代表社員
平成19年 7月 監査法人A&Aパートナーズ代表社員（現任）
平成20年 6月 当社社外監査役（現任）

※ 進藤直滋氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。